



平成 22 年 1 月 12 日

各 位

会 社 名 吉本興業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大崎 洋
(コード番号 9665 東証・大証第 1 部)
問 合 せ 先 業務推進本部 三浦 亮
(TEL. 03-3209-8302)

当社完全子会社化のための定款の一部変更および 全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 12 日付「臨時株主総会および普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて、平成 21 年 11 月 30 日(月曜日)を基準日として平成 22 年 1 月下旬に臨時株主総会および当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会を開催する旨をお知らせしておりましたが、本日開催の取締役会において、種類株式発行に係る当社定款の一部変更、当社の普通株式に全部取得条項を付すための定款の一部変更、当社による全部取得条項付普通株式(下記「I. 1. (1)変更の理由」において定義します。)の全部の取得および株券発行に係る定款の一部変更について、平成 22 年 1 月 28 日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議することを決議し、また、当社の普通株式に全部取得条項を付すための定款の一部変更について、同日開催予定の普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

I. 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更について

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件

(1)変更の理由

当社の親会社であるクオインタム・エンターテイメント株式会社(以下「クオインタム・エンターテイメント」といいます。)は、平成 21 年 9 月 11 日付の当社による「クオインタム・エンターテイメント株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、クオインタム・エンターテイメントによる当社の資本再構築を目的とする非公開化が実現すれば、当社は簡素化された株主構成の下、経営判断のより一層の迅速化を図り、短期的な業績の変動に左右されることなく、機動的な経営判断が遂行できる組織体制を構築することが可能になるとの判断のもと、かかる当社の資本構成の再構築を行うことを通じてクオインタム・エンターテイメントの出資者のうちコンテンツの制作・供給に係る者(株式会社フジ・メディア・ホールディングス、日本テレビ放送網株式会社、株式会社 TBS テレビ、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、株式会社電通、ソフトバンク株式会社、ヤフー株式会社および株式会社フェイス。以下総称して「本件メディア関連出資者」といいます。)や当社との間のパートナーシップを確立することで、本件メディア関連出資者および当社における企業価値の向上、ひいては日本のエンターテイメント産業全体の成長の可能性を速やかに追求し実現していくことが可能であると考え、当社の発行済株式の全株式(自己株式を除きます。)を取得し、当社を完全子会社とすることを企図しております。

当社も、当社の現状の課題等を総合的に考慮し検討した結果、当社の資本構成の再構築を行うことを通じて、本件メディア関連出資者と当社との間のパートナーシップを確立し、クオインタム

ム・エンターテイメントの完全子会社となり、当社株式を非公開化した上で、簡素化された株主構成の下、経営判断のより一層の迅速化を図り、短期的な業績の変動に左右されることなく、機動的な経営判断が遂行できる組織体制を構築し、クオインタム・エンターテイメントから提案されている大きく二つの方向への事業展開、すなわち、国内における、本件メディア関連出資者と当社間でのコンテンツのマルチユースの加速と当社のコンテンツおよびビジネスモデルのアジア展開を模索していくことが、当社の中長期的な企業価値を向上させるために有効な方策であるとの結論に至り、また、当社の株主の皆様は当社の株式の売却による投下資本回収の機会を等しく提供することが当社および当社の株主の皆様にとって最適であると考えたため、当社がクオインタム・エンターテイメントの完全子会社となる手続を実施することといたしました。

具体的には、以下①から③の手続(以下総称して「本定款一部変更等」といいます。)を実施することといたしました。

- ①当社定款の一部を変更して、種類株式を発行する旨の定めを新設する。
- ②上記①による変更後の当社定款の一部を変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。)を付す(以下全部取得条項が付された当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の決議によって、全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引き換えに、上記①による A 種種類株式を 500 万分の 1 株の割合をもって交付する旨を定めるものとする。
- ③会社法第 171 条第 1 項並びに上記①および②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社は、株主(当社を除きます。)の皆様から当社の全部取得条項付普通株式全てを取得し、当該取得と引き換えに、株主(当社を除きます。)の皆様に対して、取得対価として全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式を 500 万分の 1 株の割合をもって交付する。

本種類株式発行に係る定款一部変更は、上記本定款一部変更等のうち①を実施するものであります。会社法上、全部取得条項付種類株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号)、本定款一部変更等の①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である本定款一部変更等の②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。また、本定款一部変更等の③における全部取得条項付普通株式の取得の対価として、定款変更案第 6 条の 2 の内容の A 種種類株式を設けることとしております。

以上のとおり、本種類株式発行に係る定款一部変更は、本定款一部変更等の①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、本定款一部変更等の③における全部取得条項付普通株式の取得と引き換えに交付する A 種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本種類株式発行に係る定款一部変更は、本臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生じるものとします。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数及び単元株式数)	(発行可能株式総数及び単元株式数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、60,000,000 株とする	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、60,000,000 株とし、このうち普通株式は 59,999,990 株、 <u>A 種種類株式は 10 株とする</u>
単元株式数は 100 株とする	<u>普通株式の単元株式数は 100 株とし、A 種種類株式の単元株式数は 1 株とする</u>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(A種種類株式)</p> <p><u>第6条の2</u> 当社は残余財産を分配するときはA種種類株式を有する株主(以下A種株主という)又はA種種類株式の登録株式質権者(以下A種登録株式質権者という)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という)又は普通株式の登録株式質権者(以下普通登録株式質権者という)に先立ち、A種種類株式1株につき1,350円にA種種類株式1株の交付と引き換えに取得される全部取得条項付普通株式の数を乗じた金額の金銭(以下A種残余財産分配額という)を支払う</p> <p>A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主又はA種登録株式質権者はA種種類株式1株当たり普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける</p>
<p>第7条～第15条 (省略)</p>	<p>第7条～第15条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p><u>第16条</u> 第12条、第14条及び第15条の規定は種類株主総会にこれを準用する</p> <p><u>会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席したその種類の株式を有する株主の議決権の過半数を以て行う</u></p> <p><u>会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議は議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数を以て行う</u></p>
<p>第16条～第38条 (省略)</p>	<p>第17条～第39条 (現行どおり)</p>

2. 全部取得条項を付すための定款一部変更の件

(1) 変更の理由

上記「1. (1) 変更の理由」で記載しておりますとおり、当社の現状の課題等を総合的に考慮し検討した結果、当社の資本構成の再構築を行うことを通じて、本件メディア関連出資者と当社との間のパートナーシップを確立し、クオンタム・エンターテイメントの完全子会社となり、当社株式を非公開化した上で、簡素化された株主構成の下、経営判断のより一層の迅速化を図り、短期的な業績の変動に左右されることなく、機動的な経営判断が遂行できる組織体制を構築し、クオンタム・エンターテイメントから提案されている大きく二つの方向への事業展開を模索していくことが、当社の中長期的な企業価値を向上させるために有効な方策であるとの結論に至り、また、当社の株主の皆様が当社の株式の売却による投下資本回収の機会を等しく提供することが当社および当社の株主の皆様にとって最適であると考えております。

本全部取得条項を付するための定款一部変更は、本定款一部変更等のうち②として、上記「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」に係る議案が本臨時株主総会において承認可決された場合に變更される定款(以下「變更後定款①」といいます。)の一部をさらに變更し、当社の普通株式に全部取得条項を付し、さらに当該全部取得条項に従い当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引き換えに、變更後定款①にて定められたA種種類株式 500 万分の1株を交付する旨の定款の定めを設けるものであります。

(2) 變更の内容

變更の内容は次のとおりであり、變更後定款①を追加變更するものであります。なお、本全部取得条項を付するための定款一部変更は、(i) 上記「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」に係る定款變更の効力が生じること、(ii) 下記「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決されることおよび(iii) 本種類株主総会において、本全部取得条項を付するための定款一部変更と同内容の變更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成 22 年3月1日に効力を生じるものとします。

(下線は變更部分)

變更後定款①	追加變更案
(新設)	<p><u>(普通株式)</u></p> <p><u>第6条の3 当社は普通株式について株主総会の決議によりその全部を取得することが出来る</u></p> <p><u>前項に基づき、当社が普通株式を取得する場合、当社は普通株式の取得と引き換えに普通株式1株に対してA種種類株式を500 万分の1株の割合を以て交付する</u></p>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

上記「I. 1. (1) 變更の理由」で記載しておりますとおり、当社の現状の課題等を総合的に考慮し検討した結果、当社の資本構成の再構築を行うことを通じて、本件メディア関連出資者と当社との間のパートナーシップを確立し、クオンタム・エンターテイメントの完全子会社となり、当社株式を非公開化した上で、簡素化された株主構成の下、経営判断のより一層の迅速化を図り、短期的な業績の変動に左右されることなく、機動的な経営判断が遂行できる組織体制を構築し、クオンタム・エンターテイメントから提案されている大きく二つの方向への事業展開を模索していくことが、当社の中長期的な企業価値を向上させるために有効な方策であるとの結論に至り、また、当社の株主の皆様へ当社の株式の売却による投下資本回収の機会を等しく提供することが当社および当社の株主の皆様にとって最適であると考えております。

全部取得条項付普通株式の取得は、本定款一部変更等のうち③として、会社法第 171 条第1項に基づき、株主総会の決議によって、全部取得条項付普通株式の全てを取得し、本定款一部変更等の①および②による變更後の定款の定めに従い、全部取得条項付普通株式1株と引き換えに、A種種類株式 500 万分の1株を交付するものであります。

当社は株主(当社を除きます。以下本「1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由」において同じです。)の皆様から全部取得条項付普通株式を取得しますが、当該取得と引き換えに当社が株主の皆様へ交付する取得対価はA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主の皆様へ交付するA種種類株式の数は、クオンタム・エンターテイメント以外の各株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、500 万分の1株としております。このように割り当てられる1株未満の端数となるA種種類株式に関しましては、会社法第

234条の定めに従って以下のとおりの端数処理がなされ、最終的には各株主様に対して現金が交付されることとなります。すなわち、当社は、全部取得条項付普通株式の取得に係る議案が本臨時株主総会において承認可決され、全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じた場合に、株主様に割り当てられることとなる1株未満の端数の合計数(ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てクオンタム・エンターテイメントへのその全部を売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売買代金につきましては、取得日の前日においてクオンタム・エンターテイメント以外の各株主様が保有する当社普通株式の数に1,350円(平成21年9月14日から同年10月29日まで実施されたクオンタム・エンターテイメントによる当社普通株式を対象とする公開買付けにおける買付価格と同額)を乗じた金額に相当する金銭をクオンタム・エンターテイメント以外の各株主の皆様に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引き換えに交付する取得対価およびその割当に関する事項

当社は、取得日(下記「(2)取得日」において定めます。以下同様。)において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様の有する全部取得条項付普通株式を取得し、本定款一部変更等の①および②による変更後の定款の定めに従い、全部取得条項付普通株式の取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式1株に対してA種種類株式500万分の1株の割合で交付します。なお、その他必要事項につきましては、取締役会にご一任願います。

(2) 取得日

平成22年3月1日とします。

(3) その他

全部取得条項付普通株式の取得は、上記「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」および「I. 2. 全部取得条項を付すための定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、効力が生じるものとします。

III. 株券発行に係る定款一部変更の件

1. 変更の理由

上記「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」および「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、また、上記「I. 2. 全部取得条項を付すための定款一部変更の件」に係る議案が本臨時株主総会および本種類株主総会において原案どおり承認可決される結果、当社普通株式に係る株式は、株式会社大阪証券取引所および株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式に係る株式は平成22年1月28日から同年2月23日までの間、整理銘柄に指定された後、平成22年2月24日をもって上場廃止になる予定です。かかる上場廃止に伴い当社株式に関して株券を発行するため、「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が承認可決された場合に変更される定款(以下「変更後定款②」といいます。)に株券発行に関する規定を追加するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであり、変更後定款②を追加変更するものであります。なお、本株券発行に係る定款一部変更は、上記「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じることを条件として、平成22年3月1日に効力を生じるものであります。

(下線は変更部分)

変更後定款②	追加変更案
(発行可能株式総数及び単元株式数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、60,000,000 株とし、このうち普通株式は 59,999,990 株、A種種類株式は 10 株とする 普通株式の単元株式数は 100 株とし、A種種類株式の単元株式数は1株とする	(発行可能株式総数、単元株式数及び株券の発行) 第6条 当社の発行可能株式総数は、60,000,000 株とし、このうち普通株式は 59,999,990 株、A種種類株式は 10 株とする 普通株式の単元株式数は 100 株とし、A種種類株式の単元株式数は1株とする <u>当社は全部の種類株式に係る株券を発行する</u>

IV. 上場廃止について

上記「Ⅰ. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」および「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、また、上記「Ⅰ. 2. 全部取得条項を付すための定款一部変更の件」に係る議案が本臨時株主総会および本種類株主総会において原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所および株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式に係る株式は平成 22 年1月 28 日から同年2月 23 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 22 年2月 24 日をもって上場廃止になる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を株式会社大阪証券取引所市場および株式会社東京証券取引所市場において取引することはできません。

V. 日程の概要(予定)

- 平成 22 年1月 28 日 (木) 本臨時株主総会および本種類株主総会開催日
- 平成 22 年1月 28 日 (木) 上記「Ⅰ. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生日
- 平成 22 年1月 28 日 (木) 整理銘柄への指定
- 平成 22 年2月 23 日 (火) 当社普通株式の最終売買日
- 平成 22 年2月 24 日 (水) 当社普通株式の上場廃止日
- 平成 22 年2月 28 日 (日) 全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日
- 平成 22 年3 月 1 日 (月) 上記「Ⅰ. 2. 全部取得条項を付すための定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生日
- 平成 22 年3 月 1 日 (月) 当社による全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式の交付の効力発生日
- 平成 22 年3 月 1 日 (月) 上記「Ⅲ. 株券発行に係る定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生日

以上